

制度規則改定のお知らせ

(2021年7月17日付)

認定臨床染色体遺伝子検査師制度規則の改定により、受験および更新における要件が以下のとおり変更となりました。詳細につきましては、制度規則をご参照ください。

(2021年度の認定試験および資格更新から適用されます。)

内容	改定前	改定後（変更事項）
受験資格	臨床検査技師資格の有無により受験資格の記載を分けていなかった。 そのため、臨床検査技師資格を有する者でも、日本染色体遺伝子検査学会会員であれば日臨技非会員でも受験できる状態だった。	臨床検査技師資格の有無により受験資格の記載を明確に分け、 臨床検査技師資格を有する者が受験する場合は日臨技会員であることを必須条件 とした。
資格更新要件	<ul style="list-style-type: none">臨床検査技師資格の有無により資格更新要件の記載を分けていなかった。第10条第4項において「更新期間内に日臨技会員となった場合、「更新延免申請書」を提出すれば日臨技生涯教育研修制度を終了するために最長5年間猶予される。なお、猶予された期間は認定期間から差し引かれる。」と定めていた。	<ul style="list-style-type: none">臨床検査技師資格の有無により資格更新要件の記載を明確に分けた。「更新期間内に日臨技会員となった場合、「更新延免申請書」を提出すれば日臨技生涯教育研修制度を終了するために最長5年間猶予される。なお、猶予された期間は認定期間から差し引かれる。」と定めていた第10条第4項を削除した。

認定臨床染色体遺伝子検査師制度規則

平成 19 年 10 月 1 日制定

平成 28 年 4 月 1 日改正

平成 29 年 6 月 9 日改正

令和 3 年 7 月 17 日改正

第 1 章 総則

第 1 条 認定臨床染色体遺伝子検査師制度は、臨床に関わる染色体遺伝子検査の適切な利用と検査結果を最大限に診療に反映させるために、専門知識及び高度な技術に対応できる検査資格者の育成を図り、染色体遺伝子検査の発展と普及を促進することを目的とする。また、染色体遺伝子検査の精度保証を通して医療の安全と患者の安心を守り、国民医療の向上に寄与することを目的とする。

第 2 条 この制度は、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会認定センター（以下、認定センターという。）運営規程に基づいて実施する。

第 3 条 この制度に必要な具体的内容並びに実施に関する全ての事項を作成するために、認定臨床染色体遺伝子検査師制度審議会（以下、審議会という。）を設置する。

第 4 条 審議会には日本臨床衛生検査技師会（以下、日臨技という。）、日本染色体遺伝子検査学会から委員を選出し、各団体から 5 名以内で合計 10 名以内とする。委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。委員長・副委員長は委員の互選で選出し、委員長は日臨技認定制度協議会委員として職務を果たし、また、委員長が職務を遂行できない場合は副委員長が代行する。

第 5 条 この制度に必要な具体的内容並びに実施に関する全ての事項を作成するために、ワーキンググループを審議会内に設置する。

第 2 章 認定臨床染色体遺伝子検査師申請者の資格

第 6 条 認定を申請するものは、臨床検査技師の国家資格の有無により次の各号のいずれ

かの要件を全て満たさなくてはならない。

- 一 臨床検査技師の国家資格を有する場合は、次の各号の要件を全て満たす者であること。
 - イ 3年以上継続して日臨技の会員であり、かつ、申請時まで日臨技生涯教育研修制度を修了していること。
 - ロ 染色体遺伝子検査に関する学術活動を、別表による単位で30単位以上取得していること。
 - ハ 染色体遺伝子検査に関する業務歴を1年以上有すること。
- 二 臨床検査技師の国家資格を持たない場合は、次の各号の要件を全て満たす者であること。
 - イ 3年以上継続して日本染色体遺伝子検査学会の会員であること。
 - ロ 染色体遺伝子検査に関する学術活動を、別表による単位で30単位以上取得していること。
 - ハ 染色体遺伝子検査に関する業務歴を1年以上有すること。

第3章 認定臨床染色体遺伝子検査師の認定

第7条 資格審査及び認定試験は、認定臨床染色体遺伝子検査師制度協議会の責任において実施する。

第8条 認定臨床染色体遺伝子検査師認定証の有効期限は5年間とし、認定臨床染色体遺伝子検査師制度の水準を保持するため、認定更新制度を施行する。

第4章 認定更新

第9条 5年ごとの認定更新は有効期間の最終の年に行うこととする。認定更新申請は更新申請料を添えて、認定期限の1か月前までに次の各項の書類を認定センターに提出しなければならない。更新期限が切れた資格の追認は行わない。

第10条 5年間に取得すべき更新申請資格審査基準は次の各号のとおりとする。

- 一 臨床検査技師の国家資格を有する場合は、次の各号の要件を全て満たす者であること。
 - イ 更新時に日臨技の継続会員であること。
 - ロ 別表による単位を50単位以上取得していること。

- ハ 更新期間内に日臨技生涯教育研修制度を修了していること。
- 二 臨床検査技師の国家資格を持たない場合は、次の各号の要件を全て満たす者であること。
 - イ 更新時に日本染色体遺伝子検査学会の継続会員であること。
 - ロ 別表による単位を 50 単位以上取得していること。

第 11 条 不慮の事故や療養、出産及び海外出張などにより、履修期間に猶予が必要な場合は、「更新延免申請書」と所属長や職場長の証明書を提出しなければならない。審査は審議会で行う。

第 5 章 認定臨床染色体遺伝子検査師の資格喪失

第 12 条 協議会会長は、認定臨床染色体遺伝子検査師としてふさわしくない行為があったと認められた場合は、認定臨床染色体遺伝子検査師の資格を審議会並びに協議会の議決を経て取り消すことができる。

第 6 章 規則の改廃

第 13 条 この規則の改廃は審議会の議決を経て、協議会の承認を受けなければならない。

附則（令和 3 年 7 月 17 日改定）

この規則は令和 3 年 7 月 17 日から施行する。

別表 認定臨床染色体遺伝子検査師制度審査基準単位

		著者	共著者
論文	査読のある雑誌に掲載された遺伝子・染色体検査に関する学術論文	10 単位	3 単位
	その他の雑誌に掲載された遺伝子・染色体検査に関する学術論文	8 単位	3 単位
著書*	遺伝子・染色体に関連する著書	8 単位	3 単位
学会	遺伝子・染色体検査に関連した内容の学会発表	5 単位	2 単位
	日臨技全国学会・日本染色体遺伝子検査学会に参加	10 単位	
	日臨技支部・都道府県技師会が主催する学会に参加	5 単位	
	上記以外、審議会で認めた他の学会への参加	3 単位	
研修会	日臨技・日本染色体遺伝子検査学会が主催する全国研修会への参加	8 単位	
	日臨技支部・都道府県技師会・日本染色体遺伝子検査学会支部が主催する研修会への参加	5 単位	
	その他の学術団体が主催する研修会への参加	3 単位	
講師	日臨技・日本染色体遺伝子検査学会・各支部および都道府県技師会が主催する研修会の講師	5 単位	

* 著書における著者は、分担執筆で担当した執筆者で、その共著者は分担執筆で執筆者と共同した分担者とする。